

令和6年秋の全国交通安全運動における各機関・団体の実施結果

| 広島県環境県民局県民活動課 | |
|--|---|
| 運動の重点 | 実施内容 |
| ○反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止 | ■県庁舎内へポスター、チラシを掲示 |
| ○夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶 | ■県庁舎内へポスター、チラシを掲示 |
| ○自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底 | ■県庁舎内へポスター、チラシを掲示 ■交通安全運動期間中に、県庁内駐輪場において、自転車利用者に対して、ヘルメット着用促進のチラシを配布 |
| ○その他 | ■広島県ホームページに実施要綱、チラシ等を掲載 ■広島県ツイッター、フェイスブックに掲載 ■「ひろしまけん交通指導員だより令和6年秋号」に掲載 ■令和6年9月20日、県庁本館ロビーにて開始式を開催し、その後、本通商店街アーケード内において、県警音楽隊や幼稚園児とともに、交通安全キッズパレードを実施した。 |

| 中国運輸局 | |
|--|--|
| 運動の重点 | 実施内容 |
| ○反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止 | 職員に対し、歩行者交通ルール遵守の徹底を呼びかけるとともに、歩行者の交通事故防止対策として視認効果の高い服装等の着用を促した。 |
| ○夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶 | 職員に対し、夕暮れ時における自動車前照灯の早めの点灯を促すとともに、歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行するなどの交通マナーの実践を促した。 |
| ○自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底 | 職員に対し、自転車利用時のヘルメット着用と安全確保を呼びかけるとともに交通ルール遵守の徹底を促した |
| ○その他 | |

| 広島労働局 | |
|--|---|
| 運動の重点 | 実施内容 |
| ○反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止 | |
| ○夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶 | |
| ○自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底 | |
| ○その他 | 広島労働局及び県内の労働基準監督署、公共職業安定所の掲示板等への交通安全運動啓発ポスターの掲示 |

| 国土交通省 中国地方整備局 広島国道事務所 | |
|--|--|
| 運動の重点 | 実施内容 |
| ○反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止 | ○交通安全に関するチラシ掲示・配布 ○歩道整備事業の推進による交通事故対策 ○自転車走行空間整備事業の推進による交通事故対策 |
| ○夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶 | ○交通安全に関するチラシ掲示・配布○職員へのコンプライアンス教育 |
| ○自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底 | ○交通安全に関するチラシ掲示・配布 ○自転車走行空間整備事業の推進による交通事故対策 |
| ○その他 | ○自転車歩行者道整備事業に関する地元説明会（竹原市忠海、9/25） |

| 広島県市長会・広島県町村会 | |
|--|--------|
| 重点実施項目 | 実施内容 |
| ○反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止 | 各市町で実施 |
| ○夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶 | 各市町で実施 |
| ○自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底 | 各市町で実施 |
| ○その他 | |

| 広島県教育委員会 | |
|--|---|
| 重点実施項目 | 実施内容 |
| ○反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止 | |
| ○夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶 | |
| ○自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底 | ○自転車の安全な利用について、「自転車安全利用五則」を活用するなどして、登下校時の安全かつ正しい走行及び交通ルールの遵守に関して、児童生徒が自主的に安全な行動ができるように指導するとともに、交通事故の被害を軽減するためにヘルメットの着用推進の取組を行うように促した。 |
| ○その他 | ○県内全ての学校へ運動ポスターを配付し、交通安全運動の周知を図った。 ○ポスターを掲示し、交通安全教育の推進に活用するように促した。 |

| 広島県警察 | |
|--|---|
| 重点実施項目 | 実施内容 |
| ○反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止 | ○交通安全グランドゴルフ大会において、反射材等の活用を呼びかけた。(世羅署) ○呉市立郷原小学校1年生に対して、横断歩道の渡り方等の交通安全教室を開催した。(広署) ○高齢者を対象に電動シニアカーを活用した参加・体験・実践型の交通安全講習を開催した。(竹原署) ○街頭において歩行者に反射材用品等の活用促進の広報啓発を実施した。(安佐北署) |
| ○夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶 | ○県道沿いにおいて通行ドライバーに対して、ハンドポップを活用して早めのライト点灯やハイビームの活用を呼びかけた。(世羅署) ○主要道路において、「早めのライト」ののぼり旗を警察官が持ってドライバーに対し注意喚起する「早めのライト作戦」を実施した。(広島東署) ○保育園児から通行するドライバーに対して交通安全メッセージ入りカードを配布した。(安佐南署) |
| ○自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底 | ○広島市内の中学生に対し、交通安全eラーニング交通安全チェックを実施した。(交通企画課) ○広島市や関係団体と連携し、自転車ヘルメット着用等を呼びかける交通安全フェスタを開催した。(交通企画課) ○小学生を対象として参加・体験・実践型の自転車交通安全講習を開催した。(広島南署) ○江田島市内在住の外国人に対して参加・体験・実践型の自転車講習を開催した。(江田島署) |
| ○その他 | ○その他 ○SNS・オトモポリス・デジタルサイネージ等による安全運動の広報啓発を実施した。(交通企画課) ○県警管理の道路情報による広報啓発を実施した。(交通規制課) ○RCCラジオを活用して交通安全の広報啓発を実施した。(各署交通課長) ○交通団体と連携し、9月30日「交通事故なし(梨)」キャンペーンを実施した。(交通企画課) ○防災無線を活用して、交通安全運動を呼びかけた。(廿日市署) ○管内企業と連携して交通監視活動を実施した。(呉署) |

広島県健康福祉総務課

| 重点実施項目 | 実施内容 |
|--|---|
| ○反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止 | ・「薄暮時間帯」は、周囲の視界が徐々にわるくなることから、運転手も歩行者もお互いの存在に気付きにくかったり、距離感がつかみにくかったりするなど、交通事故が起こりやすい時間帯とされている。 この時期に交通事故が多くなり始めることから、一人一人が交通安全の意識をもって、この運動に参加するように、局内各所へ周知した。 |
| ○夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶 | ・広島県ホームページの「広島県アルコール健康サイト」において、不適切な飲酒として、「飲酒運転」は道路交通法及び自動車の運転により人を死傷させる行為であるとし、危険な飲み方はしないように注意喚起をしている。 |
| ○自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底 | ・「薄暮時間帯」は、周囲の視界が徐々にわるくなることから、運転手も歩行者もお互いの存在に気付きにくかったり、距離感がつかみにくかったりするなど、交通事故が起こりやすい時間帯とされている。 この時期に交通事故が多くなり始めることから、一人一人が交通安全の意識をもって、この運動に参加するように、局内各所へ周知した。 |
| ○その他 | |

広島県道路整備課

| 重点実施項目 | 実施内容 |
|--|--|
| ○反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止 | |
| ○夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶 | |
| ○自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底 | |
| ○その他 | ・道路情報提供装置による広報・啓発 『秋の全国交通安全運動実施中!!』等 ・直営及び巡視業務によるパトロール→異常個所の発見及び応急措置、草刈・植栽剪定等 |

西日本旅客鉄道(株)中国統括本部

| 重点実施項目 | 実施内容 |
|--|---|
| ○反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止 | ・横断歩道における歩行者の安全確保および交通ルールの遵守についての指導を実施。 |
| ○夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶 | ・夕暮れが早くなり始めたので、自動車、自動二輪、自転車等の運転時は早めのライト点灯を周知。 ・自動車等、運転前後にはアルコールチェックを実施し、飲酒運転防止に努めた。 |
| ○自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底 | ・自転車、電動キックボード使用時はヘルメット着用とルールの遵守についての指導を実施。 |
| ○その他 | ・事故の多い踏切にて踏切啓発活動の実施。 ・駅構内での交通安全運動についての放送を実施。 ・交通安全運動ポスターの掲示。 ・シートベルトの着用と、運転中の携帯電話使用禁止の指導を実施。 |

西日本高速道路(株)中国支社

| 重点実施項目 | 実施内容 |
|--|--|
| ○反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止 | 秋の全国交通安全運動ポスター・チラシの掲示 |
| ○夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶 | 秋の全国交通安全運動ポスター・チラシの掲示 |
| ○自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底 | 秋の全国交通安全運動ポスター・チラシの掲示 |
| ○その他 | ・秋の全国交通安全運動開始式パレードへ交通巡回車での参加。 ・交通安全啓発イベントへの参加。 ・交通安全キャンペーンの実施。 ・高速道路を走行する交通巡回車のLED表示での広報。 |

本州四国連絡高速道路(株)しまなみ尾道管理センター

| 重点実施項目 | 実施内容 |
|--|--|
| ○反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止 | ・西瀬戸自動車道大浜PA上下線において、広島県警察本部高速道路交通警察隊との合同により、チラシ等配布し啓発活動を実施 |
| ○夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶 | 同上 |
| ○自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底 | 同上 |
| ○その他 | |

広島県道路公社

| 重点実施項目 | 実施内容 |
|--|----------------------------|
| ○反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止 | |
| ○夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶 | |
| ○自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底 | |
| ○その他 | 管理事務所・公社内にポスター掲示、道路情報板への掲示 |

広島高速道路公社

| 重点実施項目 | 実施内容 |
|--|---|
| ○反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止 | |
| ○夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶 | |
| ○自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底 | |
| ○その他 | 各路線の道路情報板において「交通安全運動実施中」を表示し、利用者への注意喚起を行った。 また、社屋入口、受付、高速道路休憩施設等にポスターを掲示、周知を行った。 |

(公財) 広島県交通安全協会

| 重点実施項目 | 実施内容 |
|--|---|
| ○反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止 | <ul style="list-style-type: none"> ・街頭キャンペーン、車両パレード等の実施、テント村の開設 ・反射材用品等啓発グッズの配布 ・通学路等における交通監視、交通指導の実施 ・親子、園児・児童・生徒、高齢者対象交通安全教室の実施 |
| ○夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶 | <ul style="list-style-type: none"> ・薄暮時街頭（早めのライト点灯）キャンペーンの実施 ・車両パレード等の実施、テント村の開設 ・交通監視（スピードダウン作戦等）、交通指導の実施 ・企業、外国人等対象個通安全講話を実施 |
| ○自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底 | <ul style="list-style-type: none"> ・街頭キャンペーン、車両パレード等の実施、テント村の開設 ・自転車通学・通勤者に対する街頭指導、交通監視等の実施 ・自転車マナーアップ講習会の実施 |
| ○その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許センター、各警察署等に安全運動横断旗、幟旗、電光掲示板等を掲出、広報 ・ポスター、チラシを作製し、掲出、配布 ・ホームページ、各種SNSで広報 ・機関紙「交通ひろしま」を発行し、各家庭、企業等に回覧配布 ・RCCラジオでの警察署交通課長による「今日も一日交通安全」広報を支援 ・広報車による広報活動の実施 ・交通安全グラウンドゴルフ大会、ゲートボール大会、バレーボール大会の開催 ・二輪車安全点検の実施 ・町内有線放送、エフエム放送、JA支店内放送等広報の実施 ・カーブミラーの点検・清掃活動の実施 |

(一社) 広島県安全運転管理協議会

| 重点実施項目 | 実施内容 |
|--|--|
| ○反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止 | <ul style="list-style-type: none"> ・各地区において、警察等の関係機関と合同で開始式やパレードを開催しチラシや反射材等のグッズの配付を行った。 ・園児に対して、トラックを使い死角や横断方法等の講習を行った。 ・会員事業所では、事業所等に安全運動の横断幕等を掲示し安全運動の呼びかけを行った。 ・竹原地区安全運転管理協議会は関係機関と合同で、シニアカーの乗車体験会を開催し高齢者に対する交通事故防止対策を行った。 |
| ○夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶 | <ul style="list-style-type: none"> ・会員事業所では、安全運転管理者が従業員に対してハイビームの活用に関する交通安全DVDを使って教養を行った。 ・会員事業所では、チラシを掲示するなどアルコール検知器を使っでの検査を従業員に指導教養した |
| ○自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底 | <ul style="list-style-type: none"> ・JR駅や中学校前において、自転車利用者に対してチラシやリフレクターなどを配布し、自転車のマナーの向上やルールの遵守の啓発発動の街頭キャンペーンを行った。 |
| ○その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・福山市では、福山東、福山西、福山北地区安全運転管理協議会や、警察署等の関係機関が合同で芦田川河川敷で出動式を開催し、来場者に対しチラシやグッズ等を配布し安全運動の呼びかけを行った。 |

(一社) 広島県指定自動車学校協会

| 重点実施項目 | 実施内容 |
|---|---|
| <p>○反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止</p> | <p>○通学路において小学生児童の見守り活動を実施(4校) ○街頭において、通行する高齢者等に対し、反射材の活用を内容としたチラシの配布(1校) ○教習コースを活用し、保育園園児を対象とした体験型の交通安全教室を実施(1校) ○高齢者講習において反射材の活用と安全な横断方法、運転中の歩行者保護等について指導(14校) ○学科教習又は路上教習等において教習生に対し、夜間の安全走行や歩行者横断の危険予測について指導(3校) ○職員に対し、横断歩行者保護優先の徹底を指示(1校) ○校内に管内警察署作成の「横断歩道の安全な通行方法」を内容としたポスターを掲示(1校) ○校内に反射材用品等の着用促進に向けたポスター又は幟旗を掲示(3校) ○各講習受講者にチラシ又は反射材用品の配布(2校) ○校内館内放送により、歩行者の保護、安全確保について繰り返し呼びかけ(1校)</p> |
| <p>○夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶</p> | <p>○街頭において、通行車両の運転者に、早めのライト点灯やハイビームの活用、飲酒運転の根絶を呼びかけ、チラシを配布(2校) ○各講習の受講者に早めのライト点灯とハイビーム効果について指導(16校) ○教習所において高齢者の交通安全教室を開催し、歩行中又は運転中の交通事故防止を指導(3校) ○教習所において企業研修を開催し、早めのライト点灯、歩行者保護優先の安全運転を指導(3校) ○街頭において、早めのライト点灯やスピードダウンの幟旗を持って呼びかけ(1校) ○校内において、高齢者を対象にリストバンド式反射材を配布し夕暮れ以降の交通事故防止を呼びかけ(1校) ○職員に対し、薄暮時の早めのライト点灯を指導(5校) ○薄暮時から夜間にかけての路上教習において、早めのライト点灯を実践(2校) ○校内に早めのライト点灯や飲酒運転根絶を内容としたポスターを掲示(5校) ○校内屋上に設置してある電光掲示板により早めのライト点灯等による走行や飲酒運転追放を広報(1校) ○卒業生に交通安全運動のローガン及び運動の重点等を内容とした葉書を発送(2校) ○卒業生に飲酒運転根絶を内容としたチラシの配布(1校) ○各講習受講者による飲酒運転ゴーグルの体験実施(2校) ○卒業検定合格者に飲酒リスクカード(特定非営利活動法人発行)の配布(1校) ○教習及び各講習の受講者に飲酒運転が招く悲惨な重大事故やその後の人生に及ぼす影響等を講話(7校) ○校内に飲酒運転根絶を内容としたポスター、看板又は幟旗の掲示(4校) ○「飲酒運転の追放」のチラシ入りポケットティッシュを来校社に配布(1校) ○職員に対し、出勤時及び退社時のアルコールチェッカー使用による検査を徹底し、飲酒運転防止の意識向上(2校)</p> |
| <p>○自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底</p> | <p>○小学校の安全教室においてヘルメットの着用義務と正しい着用等を指導(1校) ○大学において自転車・特定小型原動機付自転車の安全な乗り方、ヘルメットの着用を指導(1校) ○大学において自転車及び二輪車の安全運転を内容としたチラシを配布(1校) ○街頭において、通行する自転車利用者に対しヘルメット着用及び交通ルール遵守を呼びかけ(1校) ○各講習の受講者に対し、自転車事故の現状とヘルメット着用の重要性について講話(14校) ○校内に自転車等利用時のヘルメットの着用、交通ルール遵守の広報ポスター又は幟旗を掲示(8校) ○自転車利用の来校者に対し、自転車の安全利用及び交通ルール遵守などの指導(3校) ○校内のモニターに自転車の安全な乗り方等のビデオをループ再生(2校)</p> |
| <p>○その他</p> | <p>○交通安全運動開始式・街頭キャンペーン等参加による交通安全意識高揚に向けた広報活動を実施(14校) ○学校及びその周辺に交通安全運動の幟旗を掲出、教習車両及び送迎車両等に交通安全運動のマグネットシートを貼付、校内に交通安全運動のポスター・看板を掲出、交通安全運動実施中のリボンを胸に装着等(20校) ○中学生による職場体験の機会に、交通ルールの遵守について指導し交通事故防止意識を啓発(1校)</p> |

| 広島県交通安全母の会 | |
|--|----------------------------------|
| 重点実施項目 | 実施内容 |
| ○反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止 | 幼児・児童・生徒の登下校時にあいさつおよび見守り活動を実施した。 |
| ○夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶 | |
| ○自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底 | |
| ○その他 | |

| 広島県二輪車普及安全協会 | |
|--|---|
| 重点実施項目 | 実施内容 |
| ○反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 県下二輪販売店店頭で安全指導を実施【運転者へ】 ・ 横断歩道は歩行者優先である事を周知、ダイヤモンドの意識づけ【歩行者へ】 ・ 横断歩道以外では道路を渡らない等の交通ルールを指導。 |
| ○夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 夕暮れ時、車両は早めの点灯とスピードダウンを励行 ・ 歩行者と自転車利用者の反射材用品等の着用の促進 ・ 夕暮れ時における自転車の前照灯の早め点灯の励行（傘下会員販売店店頭・街頭指導等で実施） ・ 飲酒運転追放のポスターの掲示（来客・職員に広報啓発） |
| ○自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 整備不良等がないか安全点検実施。 ・ 音戸地区で自転車と原付の街頭点検 13 台実施、内整備不良 5 台 ・ 幼児・児童の自転車乗用時における乗車用ヘルメット着用と幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進 |
| ○その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 二輪車安全運転推進運動推進運動を 9 月 11 日（水）から 9 月 30 日（月）までの 20 日間、秋の全国交通安全運動と併行して実施、二輪車の安全運転の訴求を図った。（二輪車の利用が多い道の駅（県下 3 箇所）バイク神社へポスターを掲示） ・ 新聞の交通安全推進運動広告に協賛掲載（朝刊 1 紙） ・ 弊協会の HP で安全運動告知 ・ 県下会員二輪販売店にポスター・チラシ等交通安全運動広報紙を送付 街頭指導・店頭で配付 安全運動推進に活用 ・ 地区開催 街頭キャンペーンに参加 関係機関と連携し啓発物等を配付 交通安全運動期間の告知 |

| （一社）日本自動車連盟広島支部 | |
|--|-------------------|
| 重点実施項目 | 実施内容 |
| ○反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止 | ・ 交通安全イベントへブース出展 |
| ○夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶 | ・ 教育機関での交通安全講習会実施 |
| ○自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底 | ・ 教育機関での交通安全講習会実施 |
| ○その他 | ・ 企業での交通安全講習会 |

(公社) 広島県バス協会

| 重点実施項目 | 実施内容 |
|--|---|
| ○反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止 | 広報活動の推進 ○高齢者・子供等への運行中の注意及び配慮をする。 |
| ○夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶 | 広報活動の推進 ○早めのヘッドライトの点灯 |
| ○自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底 | 広報活動の推進 ○自転車及び特定小型原動機付自転車の動向に注意する。 |
| ○その他 | 広報活動の推進 ○車両・営業所等にポスターを掲示し。本運動の趣旨を周知。 |

(一社) 広島県タクシー協会

| 重点実施項目 | 実施内容 |
|--|--|
| ○反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止 | 横断歩道では歩行者優先を徹底するよう、改めて指示した。 横断歩道以外での歩行者横断による交通事故も発生していることから、乗務員に対して視野を広く持ち、速度にゆとりを持った運転に努めるよう注意喚起を行った。 |
| ○夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶 | 薄暮時間帯における自動車前照灯の早めの点灯を、機会あるごとに指示した。 点呼時はアルコール検知器を用いたチェックを徹底した。 全ての座席におけるシートベルトの着用を、車内にステッカーを貼付するなどして、乗客にも啓発活動を行った。 |
| ○自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底 | 自転車利用時には自らの安全のため、ヘルメットの着用を促した。 特定小型原動機付自転車について、県警本部から講師を招きその種類や特徴について学び、日々の安全運行の参考とした。 |
| ○その他 | ○その他 協会の指導車による巡回パトロールを実施した。 (2名×5日=10名出動) 違法駐車撲滅のため、徒歩による繁華街の夜間街頭指導を実施した。(8名×5日=40名出動) |

| 広島県個人タクシー協会 | |
|--|--|
| 重点実施項目 | 実施内容 |
| ○反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止 | ・事務所内にポスターの掲示、広報へ掲載し、組合員へ配布 ・横断歩道手前での安全な一時停止など基本ルールの徹底 ・横断歩道等における歩行者の優先義務等の遵守による保護を徹底させるため、交通ルールの再認識と歩行者優先の徹底を周知する |
| ○夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶 | 夕暮れ時以降の運転時の注意喚起を促す取組の推進と、出庫時におけるアルコール検知器の取組の徹底事務所内での声かけ |
| ○自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底 | ・自転車、電動キックボードの若者のルール違反が多いため、注意を促した。 ・右左折時の安全確認。ポスター掲示 |
| ○その他 | ・「交通安全運動」ステッカーを車体に貼付した。 ・広島市の夜の繁華街で街頭指導に立ち、タクシー指導を行った ・交通安全運動出発式へ出席し、啓発グッズ・チラシを配る等交通安全意識の向上を訴え、安心安全な街づくりを呼び掛けた |

| (公社) 広島県トラック協会 | |
|--|---|
| 重点実施項目 | 実施内容 |
| ○反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止 | ○協会本部・支部 自治体・県警・安全協会等と協働し、各種キャンペーンへ23回参加してLEDライト・反射材を配布すると共に、反射材の有効活用が書かれたチラシを配布し、交通事故防止を呼びかけた。 |
| ○夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶 | ○協会本部・支部 当協会が作成し会員事業者へ配布している「早めのライト点灯・上向きライトの活用」「飲酒運転根絶」「交通安全」の幟旗を本部・各支部において掲示すると共に、各支部を通じて事業者に対し掲示依頼を行った。 |
| ○自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底 | ○協会本部・支部 トラック広報9月号へ「自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と自転車安全利用5則」について広告を掲載したほか、街頭キャンペーンにおいて同種チラシを配布し安全意識の高揚を図った。 |
| ○その他 | ○交通事故なし(梨)キャンペーンの参加 9月30日(公社)小丸交通財団・広島県・広島県警察主催の街頭キャンペーンへ参加し、交通安全啓発チラシと「梨」を配布し、交通事故防止を呼びかけた。 9月24日福山東交通安全協会主催の街頭キャンペーンへ参加し、事故なしの意味を込めて「梨」を配布し、交通事故防止を呼びかけた。 ○幼稚園児対象の交通安全教室への参加 9月27日三原市立大和認定こども園において、(公社)小丸交通財団による交通安全教室が行われ三原支部会員が参加した。 ○新聞広告 9月21日の中国新聞朝刊に、秋の全国交通安全運動連合広告を掲載した。 |

| 自動車安全運転センター広島県事務所 | |
|--|---|
| 重点実施項目 | 実施内容 |
| ○反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止 | ○優良運転者講習受講者及び高齢運転免許更新者への広報 SDカード勤奨業務時に優良運転者及び高齢者に対して本運動の重点等を広報して交通事故防止啓発を実施した。 ○ポスター等の掲示・配布 事務所窓口(3F)、SDカード勤奨業務コーナー(1F)にポスターを掲示する等、本運動の周知を図った。 |
| ○夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶 | 同上 |
| ○自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底 | 同上 |
| ○その他 | |